３．衛生管理者について

1）　衛生管理者免許の取得について

衛生管理者とは、労働安全衛生法において定められている、労働条件、労働環境の衛生的改善と疾病の予防処置等を担当し、事業場の衛生全般の管理をする者です。衛生管理者免許には、業務の範囲が広い順に、衛生工学衛生管理者、第一種衛生管理者、第二種衛生管理者の３種類があります。

『第一種衛生管理者』は保健師の資格を持っていれば申請により、取得することができます。

・申請先は在住する各都道府県を管轄とする労働基準局です。

・申請方法、必要書類等の詳細等は、各自で直接各都道府県労働局へ問い合わせてください。

2）　申請による第一種衛生管理者免許状取得（保健師免許取得者）

参考資料

『第一種衛生管理者免許』申請に必要な手続き（沖縄県の場合）

手続名	第一種衛生管理者免許状の授与申請手続
提出時期	随時
手数料	1,500 円分の収入印紙（郵便局等で入手）を免許申請書の裏に貼る（消印しないこと）
提出先	住所地の都道府県労働局（沖縄県内は沖縄労働局健康安全課）＊本人が提出すること
提出書類	（１）免許申請書（様式第 12 号）：労働局又は労働基準監督署で入手、又は厚生労働省ホームページから印刷 （２）写真：1 枚（たて３ センチ×よこ 2.4 センチ、写真専用紙） ＊写真の裏に氏名を記入し、免許申請書の右上に貼る （３）保健師免許証 （４）免許証送付用封筒：392 円分の切手を貼った専用（窓あき）の定型封筒（労働局又は労働基準監督署で入手） （５）本人を確認できる書類（自動車運転免許証、住民票又は健康保険証等公的機関により本人が確認できる書類）※ 申請書に記載した申請者氏名、生年月日、住所及び本籍地（都道府県のみ）の各欄に記入した事実を確認するために必要です。
問い合わせ先	沖縄労働局　労働基準部　健康安全課 TEL　098-868-4402